

あなたの電動キックボードに関する認識は正しいか？

岡山県警察本部 交通部 交通企画課

特定小型原動機付自転車の交通ルール・特性を知って安全運転を

法改正により、7月1日から一定の基準を満たす電動キックボード等には、特定小型原動機付自転車（以下、特定小型原付）として、新たな交通ルールが適用されました。ところが、その直後から全国で特定小型原付が関連する交通事故が発生しています。

そこで、特定小型原付に係る改正ポイントと運転上の注意点について、岡山県警察本部交通部交通企画課にお話を伺いました。

法改正によって何が変わったのですか？

従来、電動キックボードは原動機付自転車（以下、原付）等として区分されていました。ところが、その使用実態を見ると、性能上、歩行者や自転車並みの速度でしか走行しないものもあり、既存の交通ルールをそのまま適用することは必ずしも適当ではない等の理由から、車両の規格や最高速度を定めた新たな区分が追加されました。

追加された新たな区分について教えてください

法改正により原付は「一般原動機付自

転車」、「特定小型原動機付自転車」、「特例特定小型原動機付自転車」の3つに細分化されました。

特定小型原付とは、車体が長さ190センチメートル、幅60センチメートル以下の大きさで、電動機の定格出力が0.60キロワット以下の車両をいいます。また、AT機構で最高速度が時速20キロメートル以下、車体には最高速度表示灯を備え、走行中に最高速度の変更ができないことが条件となります。これらの規格に合わない電動キックボードは「一般原動機付自転車」となり、従来通り運転免許が必要となります。電動キックボードは、すべて特定小型原付に該当すると誤解しないようにお願いします。

特例特定小型原動機付自転車（以下、特例特定小型原付）とは、特定小型原付の最高速度を切り替え、時速6キロメートル

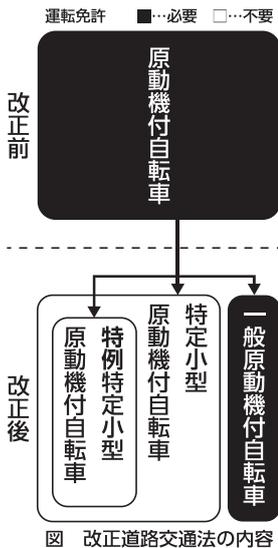


図 改正道路交通法の内容

ル以下にし、最高速度表示灯を点滅させた状態をいいます。特定小型原付は歩道通行不可ですが、特例特定小型原付は標識等で通行可とされている歩道を例外的に通行することができます。また、改正後はどの区分の原付を運転しても違反をすると赤切符や青切符の対象となります。次の(1)～(5)の場合にはどういった違反になりますか？

(1) 16歳未満の者が運転した場合

特定小型原動機付自転車無資格運転という違反になります。14歳・15歳が違反した場合には赤切符の対象となります。

(2) 歩道を時速6キロ以上で走行した場合

原付が歩道を走行した場合と同じ「通行区分違反」となります。

(3) スマートフォンを操作しながら運転した場合

「携帯電話使用等」の違反となります。

(4) 飲酒運転した場合

「酒気帯び運転」または「酒酔い運転」となります。

(5) 運転免許を保有している人と保有していない人で違反時の罰則等に違いはあるか

違いはありません。運転免許を必要としないため点数制度は適用外となりますが、罰金や反則金の対象となります。

電動キックボードの危険性を指摘する声が多いように思います

電動キックボードの普及が進んでいる東京や大阪、北海道では、既に交通事故が発生しており危険性について懸念する声があることは認識しています。電動キックボードは手軽な乗り物ではありますが、道路や歩道を走行する以上、運転者は交通ルールを守るといふ安全意識を強くもって運転する必要があります。

電動キックボードはタイヤが小さいため、歩道などの段差や道路の凹凸でバランスを崩したり、転倒したりするおそれがあります。また、飲酒運転や、イヤホンで音楽を聞きながら運転すること、片手運転等も事故の危険性を高めますので、絶対にやめましょう。私たちもホームページやさまざまなメディアを通じて電動キックボードの交通ルールを周知していきますので、チェックしてください。

電動キックボード運転者のヘルメット着用の努力義務について、見解をお聞かせください

電動キックボードを運転する際にはヘルメットの着用が努力義務となっています。努力義務とは「努めなければならぬ義務」という意味です。しかし、なぜか「ヘルメットを着用しなくてもいい権

利」だというふうに通合よく解釈される方がおられます。

たとえば、自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を負っています。自分の命を守るためにも必ず着用してください。

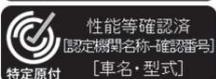
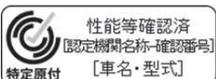
自動車の運転者に対して注意して欲しいことがあれば教えてください

これまでお話ししたように電動キックボードは不安定な乗り物です。後方から追い抜こうとして接近すると、いきなり車道側に転倒するかもしれません。いつ転倒しても停止できるように車間距離をとり、追い抜きを行う場合は、広めに側方間隔をとりましょう。電動キックボードを見かけたら動静を注視してください。

電動キックボードの運転者に対して注意して欲しいことがあれば教えてください

特定小型原付以外の電動キックボードは車両区分に応じた運転免許が必要となります。特定小型原付は、車体に最高速度表示灯が備えられているほか、型式認定番号標又は性能等確認済シールが表示されていますので、購入の際は確認してください。

また、電動キックボードを購入後には、ナンバープレートの取り付けと自賠責保険の加入が義務付けられていますので、忘れずに手続きをお願いします。



性能等確認済シール

▼ 岡山県警察の公式 YouTube チャンネル



▲ [STU48] 出演の啓発動画も公開中! 上のQRコードからアクセスしてみよう



岡山県警察本部
交通部 交通企画課
今面 信行 氏

ます。
繰り返しになりますが、運転する際はヘルメットを必ず着用し、交通ルールを遵守のうえ周囲の交通環境に配慮して運転してください。

—ありがとうございます。